

なごや暮らしのあんしん情報

「不用品を買い取る」という業者にご注意!

「いらぬ靴や服を買い取る」と電話があり、そののち業者が来た。着なくなった服を出すと、部屋に上がり込まれ…



- ❗ 訪問購入(自宅での不用品買取)では、事業者は前もって電話等で消費者が承諾した買取対象以外の物品について売却を求めることはできません。**きっぱり断りましょう**。また、電話等での約束なしに突然訪問して買取りを申し出るとは法律で禁止されています。もしこのような行為を行う業者が訪れても**家に入れない**ようにしましょう。
- ❗ 訪問購入は、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。
- ❗ 不用品は、買取業者の店舗に持ち込む方法もあります。自宅に来てもらうのであれば、**家族や知人に立ち会って**もらいましょう。

困ったときはご相談ください
名古屋市消費生活センター くろーない ☎222-9671

見守り 新鮮情報

知らない事業者から「今よりも**電気料金が安くなる**。**電気料金の明細**を教えてください」と電話があった。よく分からずに言われるまま**検針票**に書かれた番号などの情報を伝えると、封書が届いた。数日後、「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて封書は**電気契約の切り替え**手続きの書類であったこと、1週間前の電話で**契約**の申込みをしたこと**になっていた**ことが分かった。

(60歳代 女性)



いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル

ひとこと助言



- 電力の小売り全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。
- 電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。
- 切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたと、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- 困ったときは、お早めに**名古屋市消費生活センター**（消費者ホットライン188）、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。

本文イラスト:黒崎 玄

見守り新鮮情報 第336号(2019年5月8日)発行:独立行政法人国民生活センター

利用のご案内

消費生活相談

☎ **052-222-9671**

- 月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
- 9:00～16:15
- ※架空請求、多重債務、若者特別相談等も受付しています

消費者ホットライン

☎ 局番なしの **188**

- 年末年始を除く毎日

お近くの消費生活相談窓口につながります

くらしの情報プラザ

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

開館時間 ● 月～土曜日 ● 9:00～17:00

祝休日、年末年始を除く

☎ **052-222-9677**



名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL(052)222-9679 FAX(052)222-9678 URL <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

※メールでの相談も受け付けています。詳しくは、上記URLをご覧ください。

名古屋市消費生活センター 検索



チラシの内容の無断転載をお断りします。